◎新潟県選挙管理委員会告示第105号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の２第５項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成24年11月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　嵐　　嘉　明

平成24年12月４日